

東京湾沿岸海岸保全基本計画 (神奈川県区間) 改定について

1 趣旨

東京湾沿岸海岸保全基本計画は、横浜市を含む東京湾沿岸区域に関して、防護・環境・利用の方針等を定めた、海岸法に基づき神奈川県が策定する計画です。

今回の改定により、将来的な気候変動の影響が考慮され、防護レベルの津波や高潮・波浪※¹に対する防護水準が見直されます。

※1：防護レベルの津波や高潮・波浪

津波：数十年から百数十年に一回程度発生するような頻度の津波

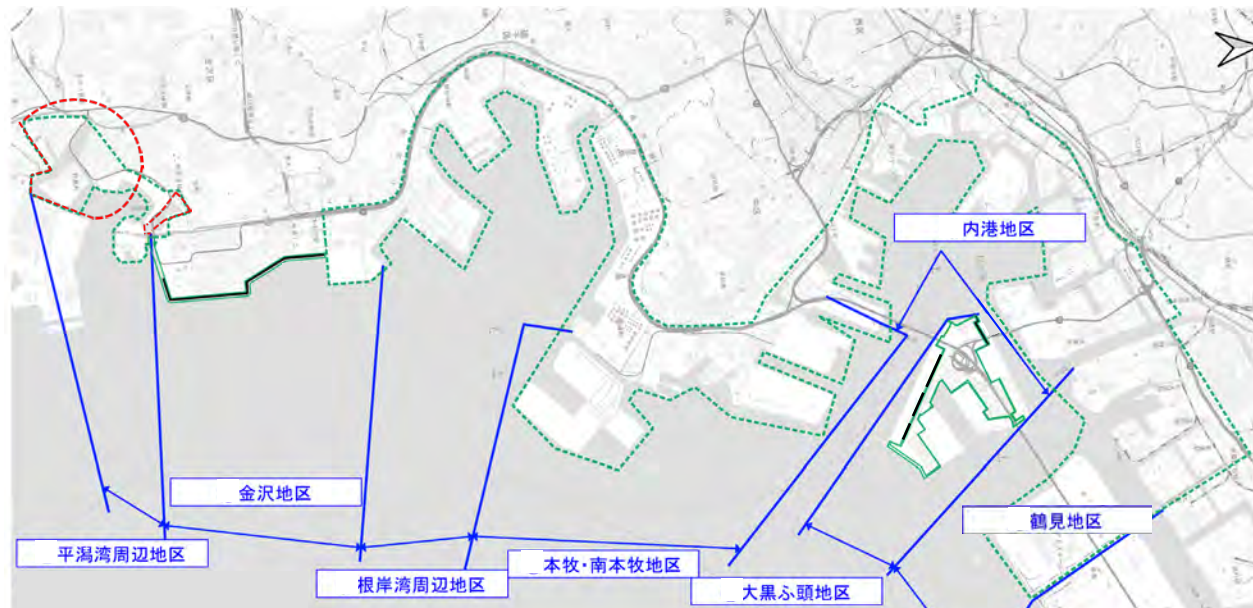
高潮・波浪：過去の台風等により発生した高潮の最高潮位に波浪の影響を加えたもの

〈計画改定の背景〉

2020年 7 月	国が「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」を提示
11月	国が「海岸保全基本方針」を変更
2024年11月 ～2026年 2 月	学識者、国、県等で構成する「東京湾沿岸気候変動を踏まえた設計外力技術検討会」において気候変動を踏まえた設計外力、防護水準を検討
2027年 3 月	県が「東京湾沿岸海岸保全基本計画（神奈川県区間）」を改定予定

2 改定内容

○横浜市域の海岸保全区域の設定状況



凡例

	海岸保全区域【大黒ふ頭地区と金沢地区の一部が指定済】 (海岸保全施設を設置するために指定している区域)
	海岸保全施設【整備済】 (海岸保全区域内にある海岸を防護するための施設 (例：護岸、胸壁等))
	海岸保全予定区域 (海岸保全施設の整備を検討する区域)
	漁港区域

【海岸保全施設の例】



金沢地区(護岸)



大黒ふ頭地区(胸壁)

2 改定内容

○気候変動の影響を考慮した防護水準の変更

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次報告書において提示された世界の平均気温が2℃上昇するシナリオを用い、2100年時点を想定して設定されています。

T.P. : Tokyo Peil（東京湾平均海面）

地区海岸名	現行計画	将来(2℃上昇)			現行計画との差 (m)
	目指すべき堤防高 (T.P.+m)	津波の防護水準 (T.P.+m)	高潮・波浪の防護水準 (T.P.+m)	目指すべき堤防高 (T.P.+m) ※1	
鶴見地区	2.71	3.0	3.30	3.30	0.6
大黒ふ頭地区			3.29～5.88	3.29～5.88	0.6～3.2
内港地区			3.52	3.52	0.8
本牧・南本牧地区			3.18	3.18	0.5
根岸湾周辺地区			2.99	3.00	0.3
金沢地区			2.99～5.91	3.00～5.91 ※2	0.3～3.2
平潟湾周辺地区			3.42	3.42	0.7

※1：津波の防護水準と高潮・波浪の防護水準を比べ、高い値を目指すべき堤防高として設定

※2：金沢地区（幸浦・福浦）は令和元年台風15号に伴う災害復旧工事により、護岸高さT.P.+6.42mまで整備しており、気候変動を踏まえた防護水準を満たしている

2 改定内容

○海岸防護の目標

- ・ 本基本計画で示された「将来の目指すべき堤防高」を基に、海岸管理者（横浜市）が海岸保全施設の天端高を適切に定める。
- ・ 気候変動には不確実性があることから、必要に応じて天端高の見直しを行う。

○横浜市域の整備の方向性

目標 (防護面)	・ 将来的な土地利用動向や防護対策のあり方を検討し、適宜海岸保全区域を設定していく。 ・ 水際線の利用、海辺の賑わい、景観等に十分配慮しながら、海岸保全施設の整備を進めていく。 ・ ソフト対策も組み合わせた防護機能の確保を図っていく。 ・ 最新の知見による想定や、護岸の経年変化による沈下等を踏まえ、海岸保全施設を整備していく。
---------------------	--

3 今後のスケジュール（予定）及び横浜市の対応

2026年10月	<u>県がパブリックコメント実施</u> ⇒市が沿岸6区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、磯子区、金沢区）の <u>各区連合町内会長連絡協議会へ説明</u>
2027年3月	東京湾沿岸海岸保全基本計画を改定

- 今回の基本計画の改定を踏まえ、浸水シミュレーション等の実施により、気候変動による市域内の具体的な影響を把握していきます。
- 海岸保全区域に指定されていない地区（現在、海岸保全予定区域が設定）においては、横浜の街の魅力である海と市街地の一体性や港湾機能を確保しつつ、土地利用状況や浸水による影響を踏まえ、海岸保全施設の整備などを検討していきます。
- 海岸保全施設を整備中の大黒ふ頭については、海岸保全基本計画の改定を踏まえ、整備計画の見直しを行います。